

議案第43号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 <u>(10)</u> 略	(総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 <u>(10) 庶務の集中処理に関する事項</u> <u>(11)</u> 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。